

福岡県公報

平成28年1月19日
第3760号

目次

告示 (第37-第49号)

○道路の供用の開始	(道路維持課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○保安予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	2
○保安予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	2
○保安予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	4
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○廃川敷地等の発生	(河川課)	5
公 告		
○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター)	6
○一般競争入札の実施	(財産活用課)	7
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	11
○特定非営利活動法人の設立の認証申請	(社会活動推進課)	11
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	12

雑 報

○保育士試験の実施	(子育て支援課)	12
正 誤		
○救急病院の認定 (平成26年5月福岡県告示第448号)	中正誤	14
○都市計画事業の認可 (平成26年9月福岡県告示第761号)	中正誤	14
○都市計画事業の認可 (平成26年10月福岡県告示第878号)	中正誤	14
○都市計画事業の認可 (平成27年12月福岡県告示第978号)	中正誤	14
○道路の供用の開始 (平成27年12月福岡県告示第1042号)	中正誤	14

告 示

福岡県告示第37号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年1月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
那珂	県道	福岡早良線 大野城	前	筑紫郡那珂川町大字別所 1054番1先から 筑紫郡那珂川町大字山田 1150番4先まで	11.1 ～ 19.2	271.3
			前	筑紫郡那珂川町大字別所 1054番1先から 筑紫郡那珂川町大字山田 1150番4先まで	11.1 ～ 27.0	284.4
			後	筑紫郡那珂川町大字別所 1054番1先から 筑紫郡那珂川町大字山田 1150番4先まで	11.1 ～ 19.2	271.3

福岡県告示第38号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年1月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
那珂	県道	入部 中原線 停車場	前	筑紫郡那珂川町大字五ヶ山228番1先から 筑紫郡那珂川町大字五ヶ山8番3先まで	2.5 ～ 19.5	937.5
			後	筑紫郡那珂川町大字五ヶ山228番1先から 筑紫郡那珂川町大字五ヶ山8番3先まで	3.5 ～ 38.1	

福岡県告示第39号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年1月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
八女市黒木町鹿生子生字子レノ木1590、1596から1598まで、1600、1601、字長畑1653、1658、1660、1681
- 2 指定の目的
水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第40号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年1月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
うきは市浮羽町妹川字上元有3182の1から3182の4まで、浮羽町新川字スサキ267、268の2、字長山273、字東内ヶ原735の2、字堀切1154、字柳迫2235、字片草4543の24、4543の25
 - 2 指定の目的
水源の涵養^{かん}
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び

うきは市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第41号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年1月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝倉郡東峰村大字福井字鷺原2410、2413、2416、2418、2419の1、2419の2、2420、2421の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第42号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年1月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所

筑紫野市大字山家1433の80（次の図に示す部分に限る。)

- 2 指定の目的
水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第43号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年1月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
筑紫野市大字山家1313、1314、1388（次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
1313・1314・1388（以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第44号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年1月19日

福岡県知事 小 川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市隈江字高平764の1（次の図に示す部分に限る。）、字大平767の4、767の40、767の42、767の43、767の45

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字高平764の1（次の図に示す部分に限る。）、字大平767の42・767の43（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水

産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第45号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年1月19日

福岡県知事 小 川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

うきは市浮羽町小塩字前迫出口5281、字栗ノ木山5317

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第46号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成28年1月19日

福岡県知事 小 川 洋

1 保安林の所在場所

豊前市大字中川底184の2

2 指定の目的
水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

184の2（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第47号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成28年1月19日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年7月25日農林水産省告示第1125号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第48号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成28年1月19日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年6月4日農林水産省告示第858号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第49号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、福岡県土整備部河川課及び福岡県南筑後県土整備事務所柳川支所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年1月19日

福岡県知事 小川 洋

1 河川の名称

筑後川水系花宗川

2 廃川敷地等生じた年月日

平成28年1月19日

3 廃川敷地等の位置

大川市大字酒見字中原66番2地先

大川市大字酒見字中原68番3地先

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地

37.98㎡

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成28年1月19日

福岡県知事 小 川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

福岡県庁舎行政棟清掃業務委託

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属

する年の直前2か年分)

キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ク 営業概要表（様式第5号）

ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

シ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）

チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成28年2月2日（火曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時（「入札参加資格条件を満たすことを証する提出書類」を期限までに提出し、受領された者に限る。）まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成29年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成29年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

特定調達契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年1月19日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達役務の名称

福岡県庁舎行政棟清掃業務

(2) 調達役務の特質等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

(4) 履行場所

福岡県庁舎行政棟

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成27年5月福岡県告示第534号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務センター調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)
申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成28年2月2日（火曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

なお、開札時点においても同条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、入札参加希望業種が業種品目13-03（ビル清掃管理）で、「AA」の等級に格付けされている者（平成28年2月2日（火曜日）現在において入札参加資格を有しない者は、開札時点において入札参加資格を得ること及び「AA」の等級に格付けされることを条件とする。）
- (2) 当該業務を実施する営業所において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号若しくは第8号に基づく、本県知事の登録（清掃業、総合管理業の登録をいう。以下同じ。）を受けている者又は本県以外の都道府県知事の登録を受けており、かつ、仕様に基づく業務履行が可能な場所に適正な従事者及び機械器具等を有する事業活動の拠点を設置することが可能である者
- (3) 事業共同組合は、官公需適格組合の証明を保持していること。
- (4) 事業協同組合等とその組合員の関係に該当する者は、同時に本件業務の入札に参加できない。
- (5) 資格技術者として、①建築物環境衛生管理技術者を2名以上、②清掃作業監督者及び③ビルクリーニング技能士を各1名以上配置することができる者
- (6) 前項の①～③の資格技術者は、入札参加申込受付の期限日において3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを要し、業務履行に際して原則として変更できない。ただし、入院、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、発注者の了解を得なければならない。

- (7) 入札参加申込受付の期限日において3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある本業務の従事者のうち、「日常清掃従事者」として20名以上を、業務の履行場所に常駐させることができる者
- (8) 災害等における応急的な消毒・清掃等を迅速（概ね1時間以内）に実施するため、入札参加申込受付の期限日において3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある本業務の従事者のうち、災害発生時等の「緊急対応従事者」として20名以上を配置することができる者
- (9) 本業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせることなく履行できる者
- (10) 本業務の従事者となる従業員の雇用に関して、労働関係法令（労働基準法、最低賃金法ほか）を遵守できる者
- (11) 平成25年1月1日から平成27年12月31日において、1件で年額5千万円以上の清掃単独契約実績があり、かつ、年間平均総売上高で3億円以上の契約実績がある者
- (12) 平成18年1月1日から平成27年12月31日において、1件で延床面積が25,000平方メートル以上の清掃単独契約を5年以上継続して履行した実績がある者
- (13) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (14) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者。なお、指名停止期間中でない者とは、入札参加申込受付の期限日から落札決定の日までの期間中に指名停止を受けていない者をいう。
- (15) 過去3年の間の契約においてその契約を誠実に履行し、契約事故のない者（地方自治法施行令第167条の4に該当しない者）
- (16) 福岡県が発注した福岡県庁舎行政棟（設備保守業務については、警察棟及び議会棟を含む）、吉塚合同庁舎、知事公舎及び総合庁舎の庁舎管理業務（設備保守、警備及び清掃業務）に係る平成28年度分の契約額の合計が、7千万円以上となる受託実績を有していない者。なお、事業協同組合等の組合員においては、組合員として請け負う額を含む。
- (17) 今年度福岡県発注分の「福岡県総合庁舎付帯設備保守、警備及び清掃業務委託」

、「福岡県庁舎行政棟警備等業務委託」及び「県庁舎設備保全業務委託」を落札した者は、本件業務の入札に参加できない。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部財産活用課管理第一係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3089 (ダイヤルイン)

(FAX) 092-643-3093

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成28年1月19日(火曜日)から平成28年2月2日(火曜日)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 現場説明の場所及び日時

(1) 場所

福岡県庁舎行政棟地下1階11号会議室

(2) 日時

平成28年3月1日(火曜日)午後1時30分

9 仕様等に対する質疑応答

仕様等に対する質問は、質問書を次の受付場所へ持参又は郵送して行うものとする。また、質問に対する回答は、回答書を閲覧に供して行うものとする。

(1) 受付場所

5の部局とする。

(2) 受付期間

平成28年1月20日(水曜日)から平成28年3月3日(木曜日)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(3) 閲覧場所

福岡県総務部財産活用課管理第一係

(4) 閲覧期間

平成28年3月9日(水曜日)から平成28年3月14日(月曜日)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

10 入札参加申込み

(1) 提出書類

入札説明書中の別紙「入札参加資格条件を満たすことを証する提出書類」のとおり

(2) 提出場所

福岡県総務部財産活用課管理第一係

(3) 提出期限(入札参加申込受付の期限日)

平成28年2月2日(火曜日)午後5時00分

期限後は受領しない。

(4) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵送(期限内必着)で行う。

11 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

12 入札書の提出場所及び提出期限

(1) 提出場所

福岡県総務部財産活用課管理第一係

(2) 提出期限

平成28年3月14日(月曜日)午後5時00分

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵送(書留郵便に限る。期限内必着)で行う。

13 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県庁舎 行政棟9階 財産活用課横会議室

(2) 日時

平成28年3月15日（火曜日）午後2時00分

14 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

15 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行した証明等を2件以上提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保障保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行した証明等を2件以上提出する場合

16 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が15の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

17 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とすることがある。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

18 調査基準価格の有無

有

19 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

20 Summary

- (1) Nature and quantity of the service required : Cleaning services of the Fukuoka Prefectural Building
- (2) Contractual period : From April 1, 2016 through March 31, 2021
- (3) Location of services required : Fukuoka Prefectural Building, 7-7, Higashi-koen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan
- (4) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation: 5:00 P.M. February, 2, 2016
- (5) The date and time for the submission of tenders: 5:00 P.M. March, 14, 2016
- (6) Contact point where documents for tendering a bid are available : Property Utilization Division, General Affairs Department of Fukuoka Prefectural Government, 7-7, Higashi-koen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan
Tel 092-643-3089

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年1月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成27年12月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
(旧) 特定非営利活動法人わくわくシニア
(新) 特定非営利活動法人福岡県ダーツ協会
 - (2) 代表者の氏名
安永 昌純
 - (3) 主たる事務所の所在地

太宰府市通古賀二丁目7番15号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、太宰府市をはじめ福岡都市圏の高齢者を含む元気な人達が、そうでない人たちの支援をしたり、地域の安全や子供の健全な育成への協力、元気なまちづくりへの参画や、個々人で出来る地域環境保全の取組みの拡大など、高齢者ならではの智恵を出し合って、全世代の人達と共に、市民・地域のために貢献することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年1月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成27年12月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人小保・榎津藩境のまち保存会
 - (2) 代表者の氏名
中村 隆志
 - (3) 主たる事務所の所在地
大川市大字榎津325番地32
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、大川市小保・榎津地区の住民や大川市民及びこの地域を訪れる皆様等に対し、歴史ある藩境の町並み景観の保全、住環境の整備、個性的で魅力あふれるまちづくり事業を行い、藩境の町の歴史的遺産を後世に引き継ぐとともに景観再生、元気再生に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年1月19日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成27年12月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人在宅医療サポート協会

(2) 代表者の氏名

古賀 弘司

(3) 主たる事務所の所在地

福岡市城南区飯倉一丁目6番25号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、これからの高齢化社会を考え健康で生き生きと豊かに暮らしていただけるように、運動や食生活に関する情報の提供や新しい在宅医療のサービスの形を提案する。緊急通報装置・緊急通報付き携帯電話を活用して、地域の高齢者の皆様に365日24時間、在宅医療のお手伝いと、緊急通報装置・緊急通報付き携帯電話でサポートするシステム作りを行い、高齢者の福祉の増進に関する物品の紹介を行うなど、高齢者の笑顔、家族の笑顔、地域の皆様の幸せに貢献し、保健、医療、福祉の増進およびまちづくりの推進に寄与する事を目的とする。

雑 報

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の9第1項の規定により都道府県知事から指定された一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターが行う保育士試験について公示します。

平成28年1月19日

一般社団法人全国保育士養成協議会

会長 山崎 美貴子

1 試験日

筆記試験 平成28年4月23日（土）・24日（日）

実技試験 平成28年7月3日（日）

※自然災害等により試験日を延期することがあります。

2 受験手数料

12,950円（内訳:受験手数料12,700円+受験の手引き郵送料250円）

※幼稚園教諭免許所有者で筆記試験が全て免除の方は、以下の手数料となります。

2,650円（内訳:受験手数料2,400円+受験の手引き郵送料250円）

3 受験申請書の請求方法及び受付期限

受験申請書は「平成28年保育士試験受験の手引き」に同封されています。同手引きについては、「インターネット」もしくは「郵送」にて保育士試験事務センターに請求してください。（請求先は「8 お問い合わせ先」をご覧ください。）

受験申請書受付期限 平成28年2月3日（水）消印まで有効

4 試験会場

試験会場は2月中旬頃から、確定次第、順次保育士試験事務センターのホームページに掲載します。

5 受験票・試験結果通知書の送付

(1) 筆記試験受験票

送付期間:平成28年4月7日（木）～平成28年4月13日（水）

(2) 筆記試験結果通知書・実技試験受験票

送付期間:平成28年6月4日（土）～平成28年6月12日（日）

(3) 合格通知書・一部科目合格通知書・実技試験結果通知書

送付期間:平成28年8月6日（土）～平成28年8月14日（日）

※幼稚園教諭免許所有者で、筆記試験全科目免除の場合は、平成28年4月7日（木）～平成28年4月13日（水）の期間に送付します。

6 保育士登録

保育士試験合格者は、「保育士」として業務に就く場合、児童福祉法の規定に基づき、事前に「登録事務処理センター」にて保育士登録の手続きを行う必要があります。詳細は下記の機関へお問い合わせください。

都道府県知事委託 保育士登録機関 登録事務処理センター

[TEL] 03-3262-1080

[URL] <http://www.hoikushi.jp>

7 平成28年2回目の保育士試験実施

平成28年より、4月（筆記）、7月（実技）に加えて、10月（筆記）、12月（実技）に2回目の試験を実施します。

■後期実施（2回目試験）日程

筆記試験：平成28年10月22日（土）・23日（日）

実技試験：平成28年12月11日（日）

※自然災害等により試験が中止になった場合、再試験は行いません。

その場合受験手数料は返金します。（払込取扱票郵送料及び振込手数料除く）

8 お問い合わせ先

保育士試験指定試験機関

一般社団法人 全国保育士養成協議会 保育士試験事務センター

〒171-8536 東京都豊島区高田3-19-10

[TEL] フリーダイヤル 0120-4194-82

代表電話 03-3590-5561

[URL] <http://www.hoyokyo.or.jp/exam/>

[FAX] 03-3590-5593

[e-mail] shiken@hoyokyo.or.jp

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
26・5・16	3594	告示	448	5	○		表中		平成 [○] 28年12月31日	平成 [●] 29年12月31日
26・9・2	3625	告示	761	2	○		後ろから 13		平成26年 [○] 9月 [○] 2日	平成26年 [●] 8月 [●] 21日
26・10・21	3638	告示	878	2	○		前から12		平成26年10月 [○] [○] 21日	平成26年10月 [●] 8日
27・12・11	3751	告示	978	2	○		後ろから 13		3・ [○] 4・46 西新早良線	3・ [●] 3・46 西新早良線
27・12・25	3755	告示	1042	8		○	表中		[○] 犀川	[●] 犀川